

協議第 4 5 号

社会教育関係事務事業の取扱いについて

社会教育関係事務事業の取扱いについて提出する。

平成 1 6 年 9 月 1 1 日提出

浜坂町・温泉町合併協議会

会 長 中 村 政 行

協定項目	2 3 - 1 4	各種事務事業の取扱い 社会教育関係事務事業の取扱いについて
<p><生涯学習> 成人学級は、現行のまま引き継ぎ、合併後 3 年を目途に調整する。 高齢者学級、障害者学級は、統合する。ただし、高齢者学級の会場は 2 会場とする。 公民館活動は、現行を基本に引き継ぐ。 生涯学習広報誌は、平成 1 8 年度に統一する。</p> <p><人権啓発・人権教育推進事業> 人権啓発推進委員会は、現行のまま引き継ぐ。「人権を考えるフェスティバル」「人権講演会」及び広報誌は、統一する。 同和教育協議会、人権・同和教育協議会は、統合する。ただし、当分の間、旧町に支部を設置する。 地域改善対策推進協議会は、現行のまま引き継ぐ。 文化会館活動、「ささゆり学級」「ひまわり学級」は、現行のまま引き継ぐ。 奨学奨励金は、廃止の方向で調整する。</p> <p><青少年育成事業> 青少年育成事業は、合併後 5 年を目途に再編する。</p> <p><社会教育委員> 社会教育委員は、合併時に再編する。委員の人数は、1 5 人とする。</p> <p><国際交流> ホームステイ事業は、現行のまま引き継ぐ。 交流事業は、合併後 3 年を目途に調整する。 国際交流協会、国際交流実行委員会は、統合できるよう努める。</p> <p><文化> 文化芸術活動は、基本的に現行のまま引き継ぐ。 文化祭は、統合する。ただし、会場は 2 会場とする。地区文化祭は、現行のまま引き継ぐ。</p>		

文化財は、現行のまま引き継ぎ、文化財審議委員会は、統合する。
委員の人数は、10人以内とする。

<成人式>

成人式は、統一する。

<生涯スポーツ>

生涯スポーツイベントは、町主催のものについては合併後3年を目途に統一する。他団体等主催のものについては、原則現行のまま引き継ぐ。

<団体等>

P T A 連合会、子ども会育成連絡協議会、文化協会は、合併年度に統合する。
婦人会、体育協会は、合併後3年を目途に統合する。

青年会は、現行のまま引き継ぐ。

<使用料>

資料館及び社会体育施設の使用料は、現行のまま引き継ぐ。

<図書館等>

町民センター図書室は、加藤文太郎記念図書館の分館として整備する。移動図書館車は、温泉町にも運行する。